

公 告

支庁官第71号
令和8年7月17日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E20032	仮設プレハブ改修	仕様書のとおり	1式	自衛隊サイバー防衛隊	令和8年12月16日

- 2 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 3 入札日時 令和8年8月20日(木) 10:00
- 4 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 5 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 保証金 入札保証金 免 除
契約保証金 免 除
- 8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 9 契約書の作成 作成する。
- 10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項 (該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
- 11 その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、 令和8年8月19日(水) 17:00 を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年8月13日(木) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。(見積書提出先)
令和8年8月3日(月) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: ilvamoto@ext.is.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7) 入札説明会は実施しない。
(8) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、
履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とし
場合がある。
(9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- 12 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)
TEL:03-3268-3111(内線30249) FAX:03-5269-3282 森根: ilmorine@ext.is.mod.go.jp

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2 郵送する書類等

- （１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））
- （２）入札書

3 封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長 3（縦 235mm×横 1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と 1 回目・2 回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、1 回目・2 回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4 入札の回数

入札は、原則 2 回まで行い、2 回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告 8 項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2 回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして扱う。

6 その他

- （１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- （２）郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

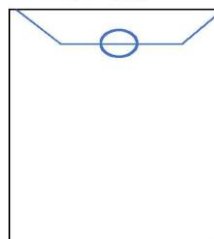
あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長 3 程度

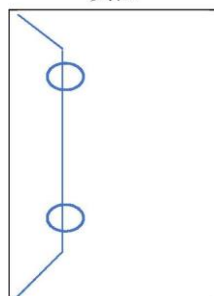
公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1 回目
--

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 2 回目
--

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町 5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛 「入札書在中」
--

又は

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1 回目

入札書・見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 前田 邦彦 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26S1E20032

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥			履 行 期 限		令和8年12月16日	
			履 行 場 所		自衛隊サイバー防衛隊	
品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
仮設プレハブ改修	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合 計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入札書・見積書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

年月日を記入

会計室長 前田 邦彦 殿

住所・会社名・代表者名・
連絡者を記入(ゴム印等可)

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号：26S1E20032

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥				履 行 期 限		令和8年12月16日	
				履 行 場 所		自衛隊サイバー防衛隊	
件 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考	
仮設プレハブ改修	仕様書のとおり	式	1				
合 計							

各欄に入札金額
(税抜)を記入

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

統 合 幕 僚 監 部 仕 様 書		
件 名	仕 様 書 番 号	J S O - 2 6 - 8 1 7 5
仮設プレハブ改修	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 3 日
	改 正 年 月 日	—
	作 成 部 隊 等	自衛隊サイバー防衛隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊サイバー防衛隊において実施する仮設プレハブ改修（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書

a) 法令等

建築基準法

建設業法

労働安全衛生法

労働安全衛生規則

消防法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）

b) 仕様書

公共建築工事標準仕様書

公共建築改修工事標準仕様書

2 本役務の実施体制

a) 契約相手方は、主任技術者として、2 級建築施工管理技士又は建築一式工事、内装工事若しくは内装仕上工事の主任技術者となり得る資格（これと同等以上の資格を含む。）を有する者を配置すること。

b) 契約相手方は、職長・安全衛生責任者教育修了者の中から現場代理人を選任し、関係法令に基づき作業工程表の作成、工程管理、品質管理及び作業従事者の技術上の指導監督を行わせるとともに、作業場所の整理整頓及び危険箇所の点検等を実施し、事故防止に努めるものとする。

3 所在地及び作業場所

3.1 所在地

東京都新宿区市谷本村町 5 - 1

3.2 作業場所

a) 防衛省市ヶ谷地区市ヶ谷記念官北側仮設プレハブ

b) 別紙

4 役務に対する要求

4.1 概要

本役務は、郡リース株式会社が所有し、自衛隊サイバー防衛隊がリース契約をしている市ヶ谷記念官北側仮設プレハブ 2 棟において「天井点検口の増設」、「天井材の張替え」及び「消火器の増設」による改修を行うとともに、梁接合部の保守点検を実施するものである。

4.2 役務内容

本役務の内容は、**調達要領指定書**に示すとおり。

4.3 役務に関する統制

契約相手方は、本役務の実施において、監督官の統制を受けるものとする。

4.4 作業実施日

作業実施日については、監督官の指示に従い実施可能日(土日祝日含む)を提示し、監督官と調整すること。

4.5 作業時間

8時30分から16時30分までの間を基準とする。ただし、作業時間を延長する場合、監督官と調整を行うものとする。

4.6 設計書

天井点検口の増設は、本プレハブの梁接合部のボルト及び空調設備の点検を目的として実施するものとする。このため、梁接合部は、可能な限り全箇所の点検を実施できるものとし、増設する天井点検口の細部位置及び数量は、現地調査を実施したうえ、その調査結果を踏まえた設計書を作成の上、監督官に提出するものとする。

4.7 作業工程表

- a) 契約相手方は、契約後、速やかに現地調査を実施して郡リース株式会社及び官側と十分な調整を行った上で作業工程表を作成し、監督官の承認を受けること。
- b) 契約相手方は、承認された作業工程表に基づき、適切に作業を実施すること。

4.8 作業日報

契約相手方は作業実施日毎、作業日報を作成し監督官に提出するものとする。様式については任意とし、監督官の承認を得る。

4.9 報告書等

- a) 契約相手方は、特定行政庁及び消防署が求める検査に必要な資料を作成し、監督官に提出すること。
- b) 本契約執行を確認できる資料（竣工図、工程写真、試験成績書、完成図書等）を作成し、監督官に提出すること。

4.10 石綿調査

契約相手方は本役務に先立ち、必要に応じ石綿に係る調査を実施するものとする。また、調査結果について監督官に連絡するとともに、石綿調査結果報告書E表の写しを提出すること。

4.11 役務に関する事項

- a) 本役務の実施要領については、本仕様書に基づき実施するほか、法令等の定める作業方法を遵守し、実施すること。
- b) 本仕様書に規定の無い事項で、技術上当然すべき事項については、契約相手方の責任において実施するものとする。
- c) 本役務に必要な工具、計測器具等の機材及び消耗部品、雑材料等については、契約相手方の負担とするほか、安全管理及び危険防止に必要な資材等についても、契約相手方の負担にて用意すること。
- d) 本役務を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。なお万一、職員及び部外者等に危害を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡するとともに、契約相手方の責任において補償を行うこと。
- e) 本役務を実施する際に、施設及び機器等に損傷を与えた場合は、監督官へ速やかに連絡するとともに、契約相手方の責任において、原状に復旧すること。
- f) 納期から1年間において、施工に起因すると認められる不具合が発生した場合は、契約相手方は、必要な補修を行うものとする。
- g) 本役務実施に伴い発生した発生材等については、契約相手方の責任において適法に処理を行い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写しを提出すること。

h) 本役務に関連の無い区域及び室への立入りは、禁止する。

5 監督及び検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官（以下、「支担当」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

6 その他事項

6.1 提出書類

契約相手方は、表3に示す書類を提出するものとする。なお、細部は、監督官との調整により作成、提出すること。

表3—提出書類

No.	提出書類名称	部数	提出時期	備考
1	設計書	1部	現地調査後	4.6 参照
2	作業工程表	1部	現地調査後	4.7 参照
3	作業日報（作業実施日毎に作成）	1部	作業完了後	4.8 参照
4	報告書等	1部	検査前までに	4.9 参照
5	石綿調査結果報告書 E表（写し）	1部	調査完了後速やかに	4.10 参照
6	産業廃棄物管理票 E表（写し）	1部	入手後、速やかに	4.11 g) 参照

6.2 官側における支援

契約相手方は、次の事項について、官側の支援を必要とする場合には、事前に官側と協議の上、無償で官側の支援を受けることができるものとする。

- a) 駐屯地における施設の利用
- b) 協議の上、官側が必要と認めた事項

6.3 仕様書の疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、支担当と協議するものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	2 6 S 1 E 2 0 0 3 2
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 7 月 1 6 日
	作 成 部 課	自 衛 隊 サイバー防衛隊
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 7 月 1 3 日
品 名	仮設プレハブ改修	
仕 様 書 番 号	J S O - 2 6 - 8 1 7 5	

指定事項：4.2 改修内容に係る事項は下記のとおりとする。

1 天井点検口の増設

天井点検口の増設を行う数量は、表 1 のとおりとするも、細部は、現地調査後の設計によるものとする。

表 1 天井点検口の増設箇所

# 1 棟	# 2 棟	備 考
5 0 箇所 (基準)	5 0 箇所 (基準)	点検すべき梁接合箇所は、別図第 1－1， 1－2 のとおりとする。

2 天井材の張替え

張替えを行う不燃積石こうボードの細部の仕様及び施工箇所は、別図第 2－1， 2－2 によるものとする。

3 消火器の増設

(1) 放射距離 5.5m以内になるように配置すること。

(2) 増設する消火器は、表 2 のとおりとする。

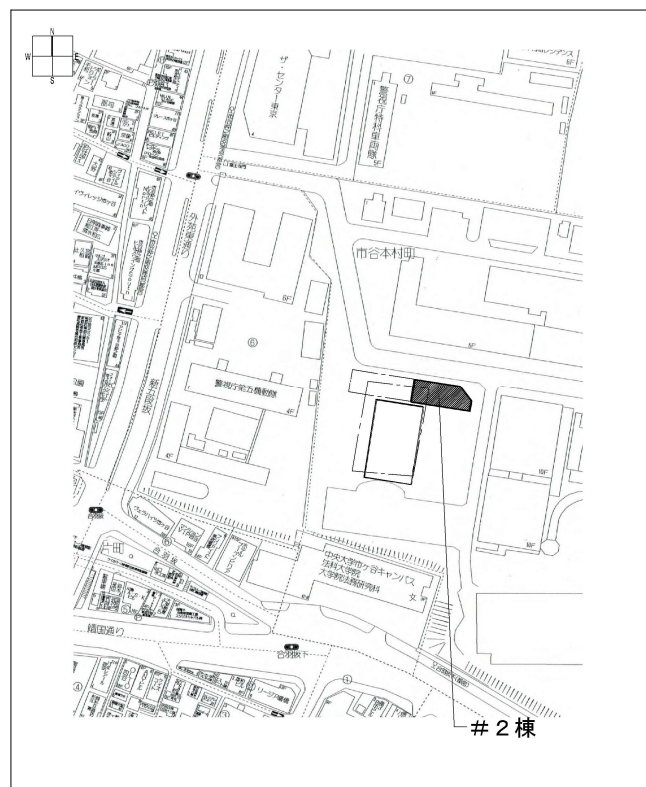
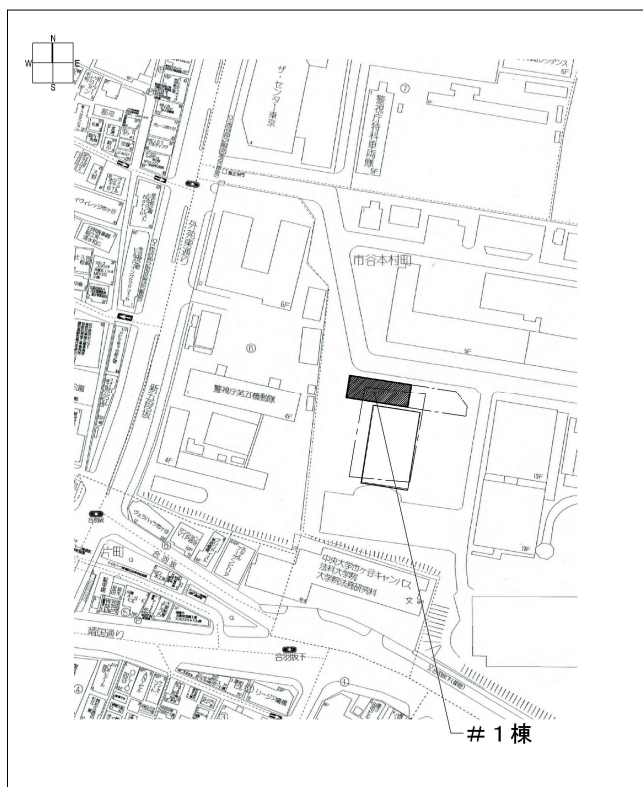
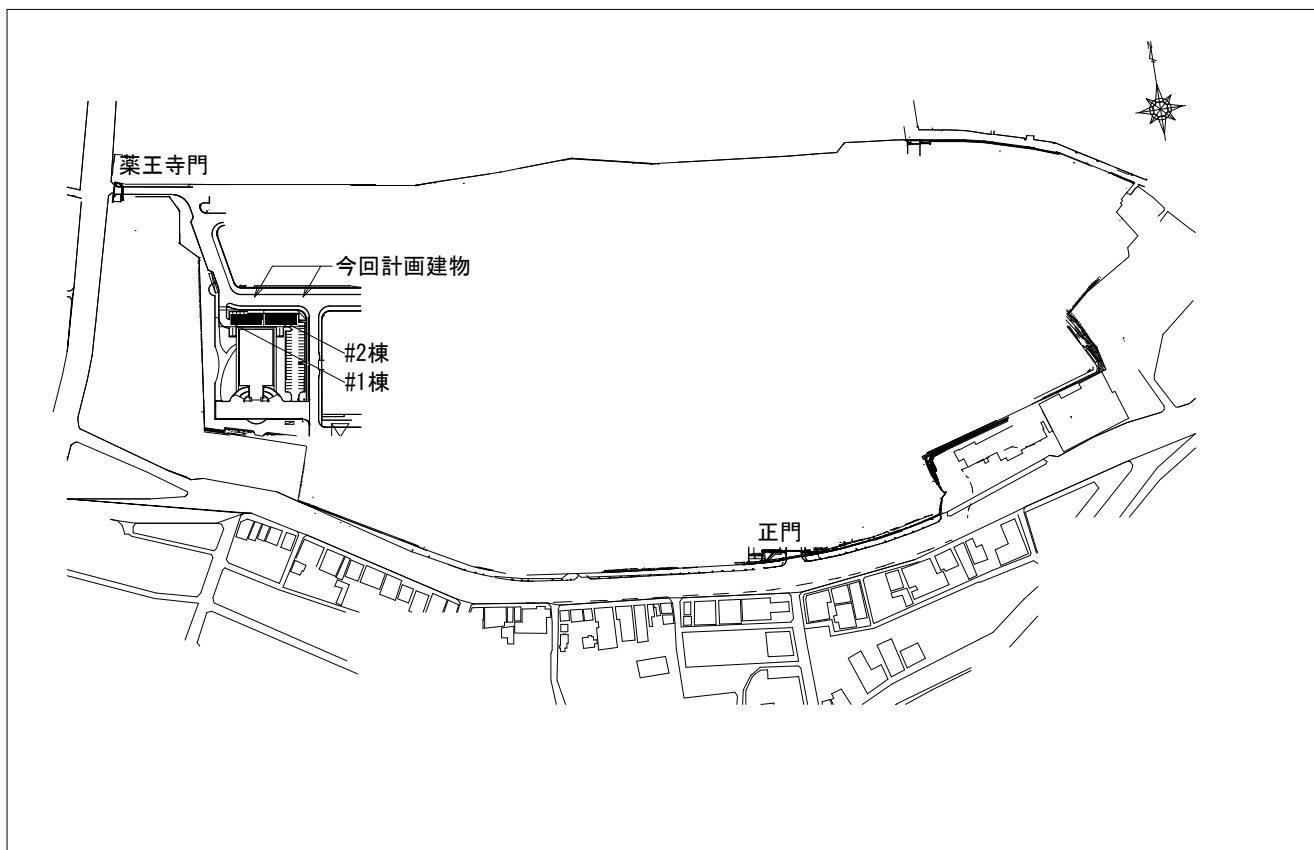
表 2 消火器の増設箇所

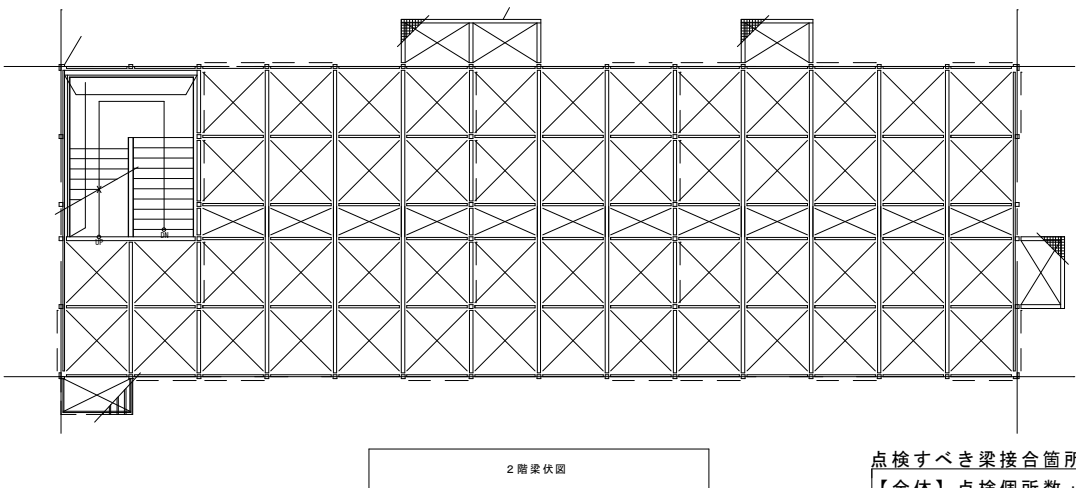
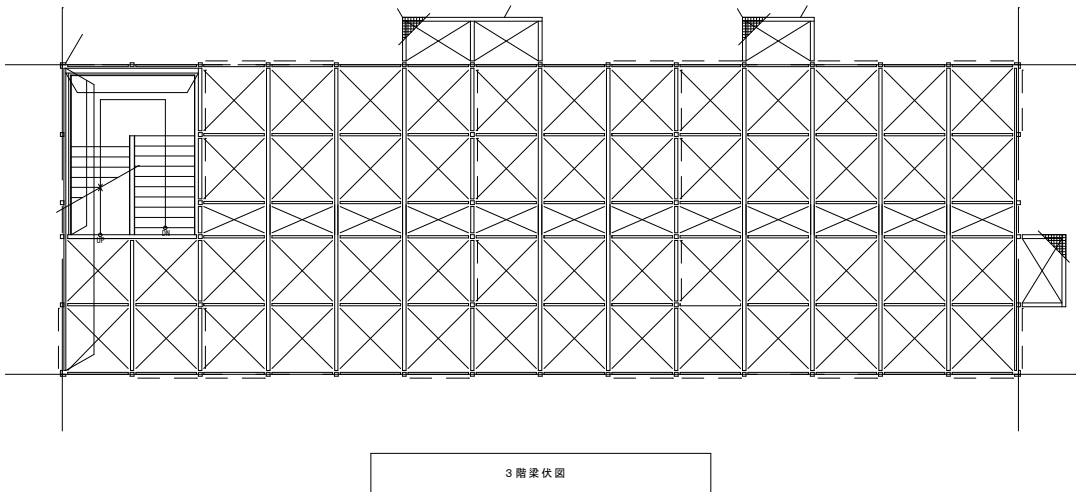
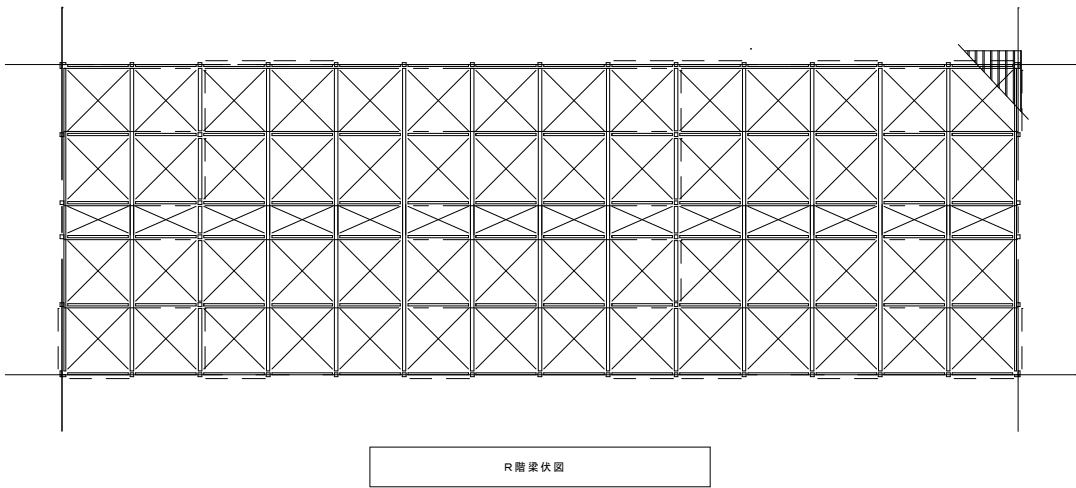
	# 1 棟	# 2 棟	備 考
3 階	6 箇所	6 箇所	細部の仕様及び配置箇所は、別図第 3－1， 3－2 によるものとする。
2 階	6 箇所	6 箇所	
1 階	6 箇所	6 箇所	

4 保守点検

(1) 保守点検により点検すべき梁接合箇所は、別図 1－1， 1－2 のとおりとする。

(2) 契約相手方は、特定行政庁及び消防署が求める検査に必要な資料を作成し、監督官に提出するものとする。



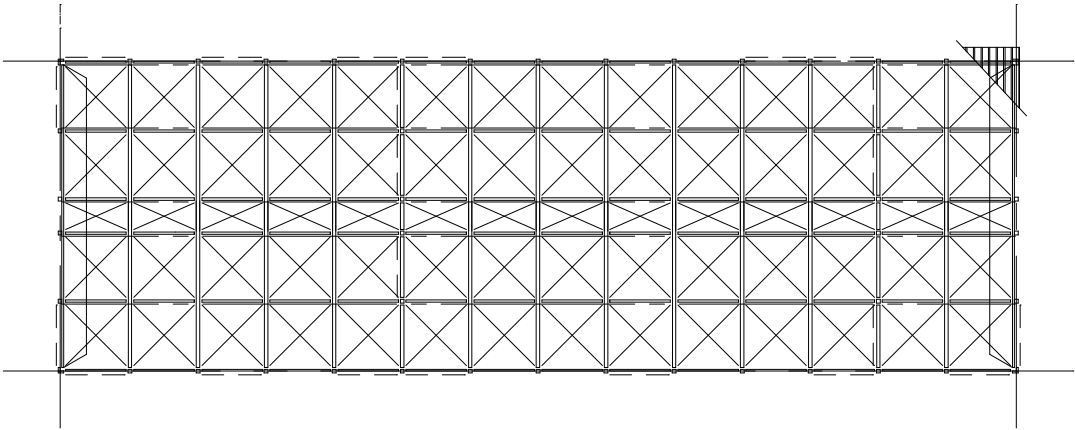


点検要領

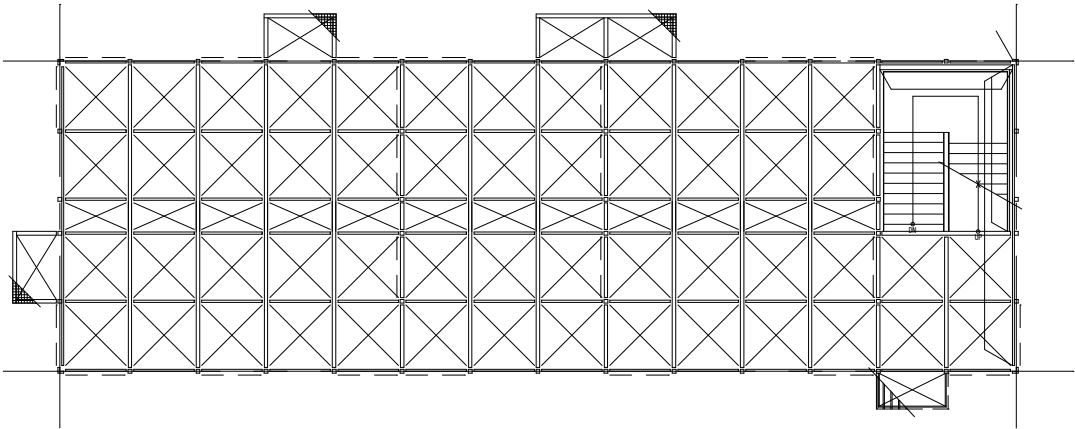
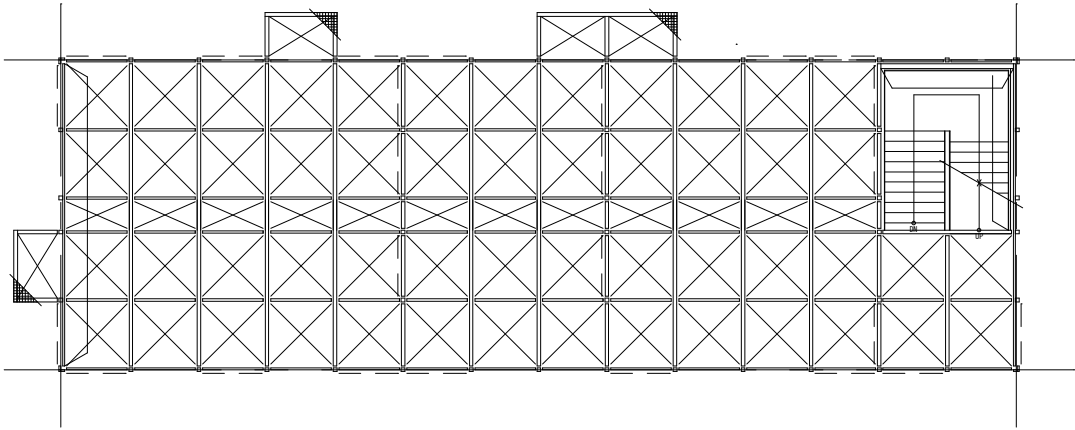
1. 既設の点検口が設けられており、梁接合部の点検に際してはこれを利用することができる。
2. 既設点検口では点検できない箇所は新たに点検口を設置して点検をおこなうものとする。
3. 新たに設置する点検口の数は調達要領指定書に記載のとおりとする。
4. 可能な限り全ての梁接合部を対象として点検を実施するものとする。

点検すべき梁接合箇所

【全体】点検箇所数：	2 6 4
（R階）点検箇所数：	8 8
（3階）点検箇所数：	8 8
（2階）点検箇所数：	8 8



R 階 梁 伏 図



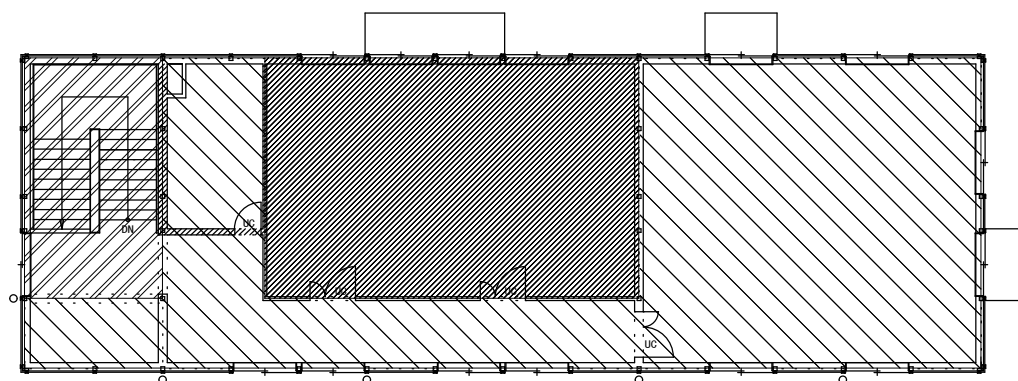
2 階 梁 伏 図

点検要領

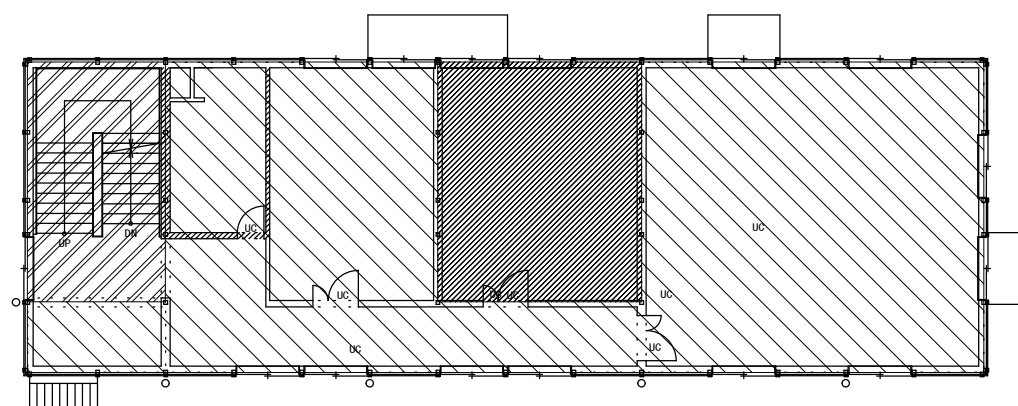
- 1. 既設の点検口が設けられており、梁接合部の点検に際してはこれを利用することができる。
- 2. 既設点検口では点検できない箇所は新たに点検口を設置して点検をおこなうものとする。
- 3. 新たに設置する点検口の数 は調達要領指定書に記載のとおりとする。
- 4. 可能な限り全ての梁接合部を対象として点検を実施するものとする。

点検すべき梁接合箇所

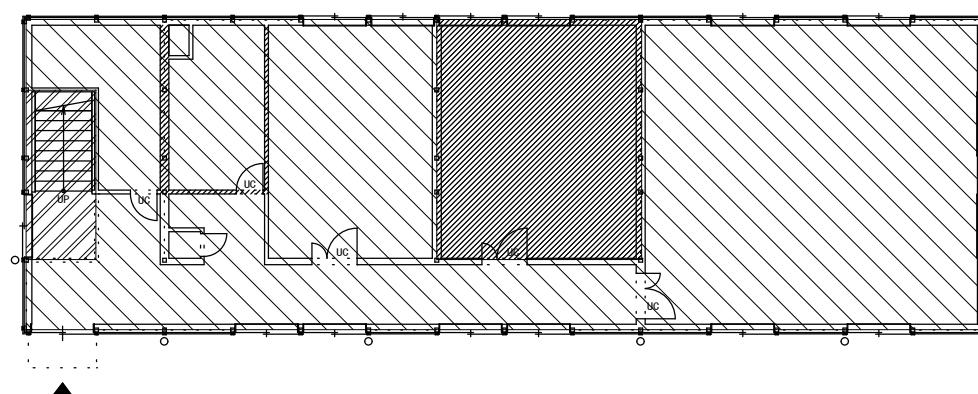
【全体】点検箇所数：	2 6 4
（R 階）点検箇所数：	8 8
（3 階）点検箇所数：	8 8
（2 階）点検箇所数：	8 8



3階平面図



2階平面図



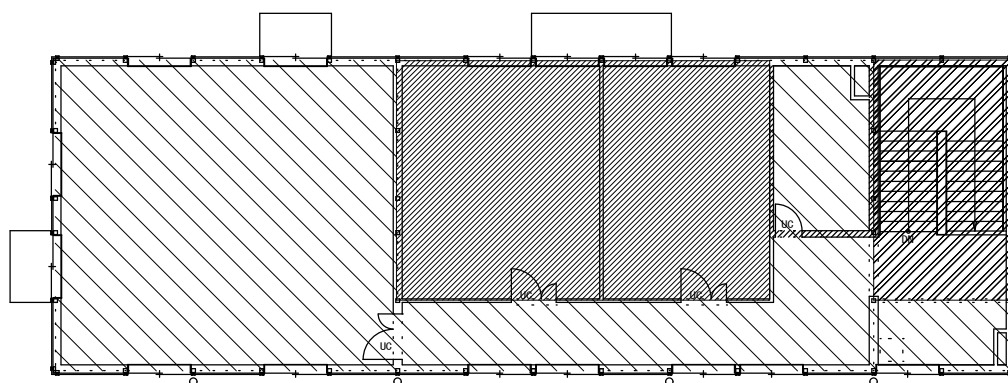
1階平面図

仕 様 (同等品以上)

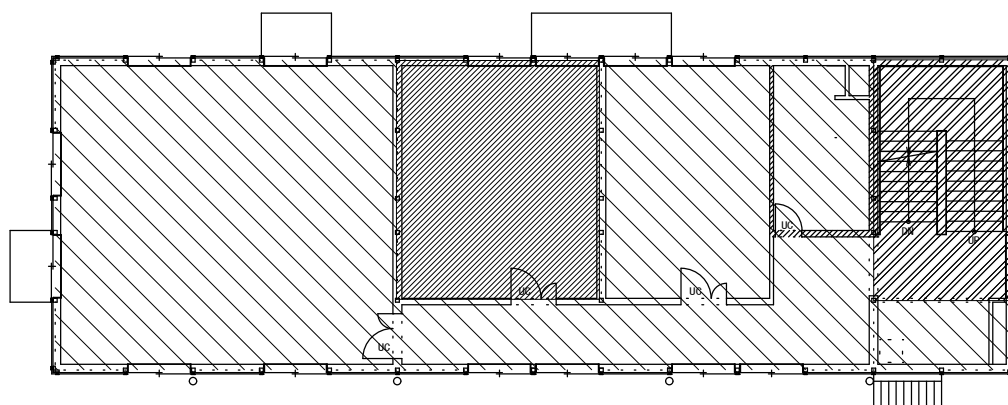
不燃積層石こうボード (GB-NC) 厚み9.5mm 455×910mm
JIS規格 GB-NC / 国土交通大臣認定不燃材-NM1864

凡例

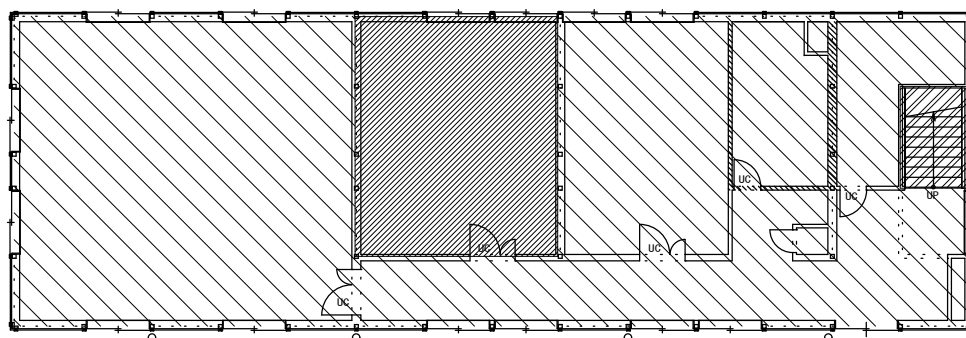
	天井 : 不燃積層石こうボード【不燃材料】に張替え
	階段室 : 不燃積層石こうボード【不燃材料】に張替え
	天井 : 張替え不要 (既設不燃積層石こうボード $t=9.5$ 【不燃材料】)



3階平面図



2階平面図



1階平面図

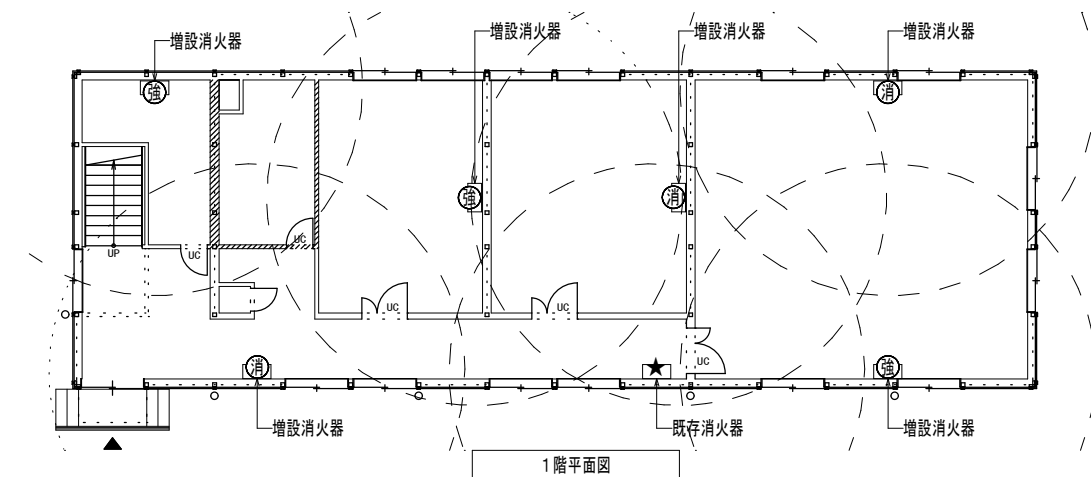
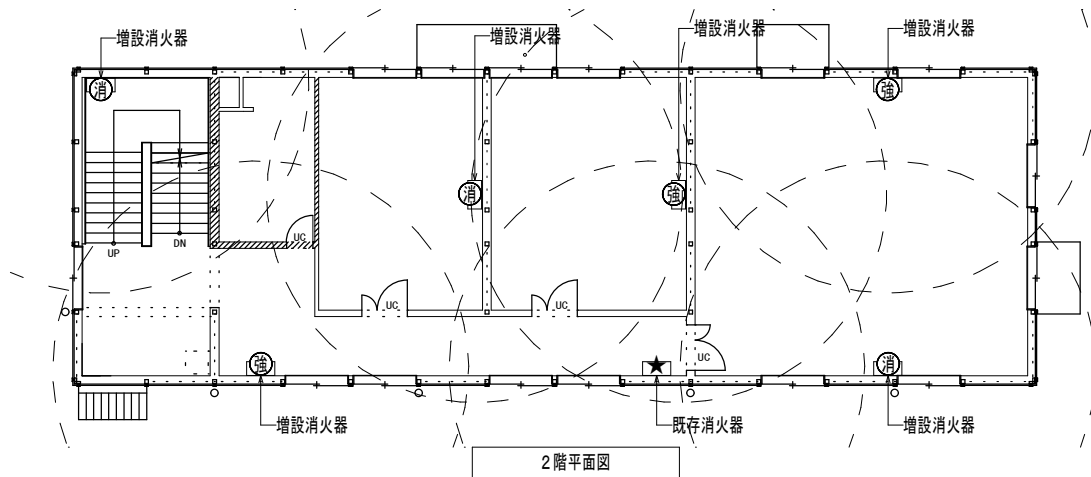
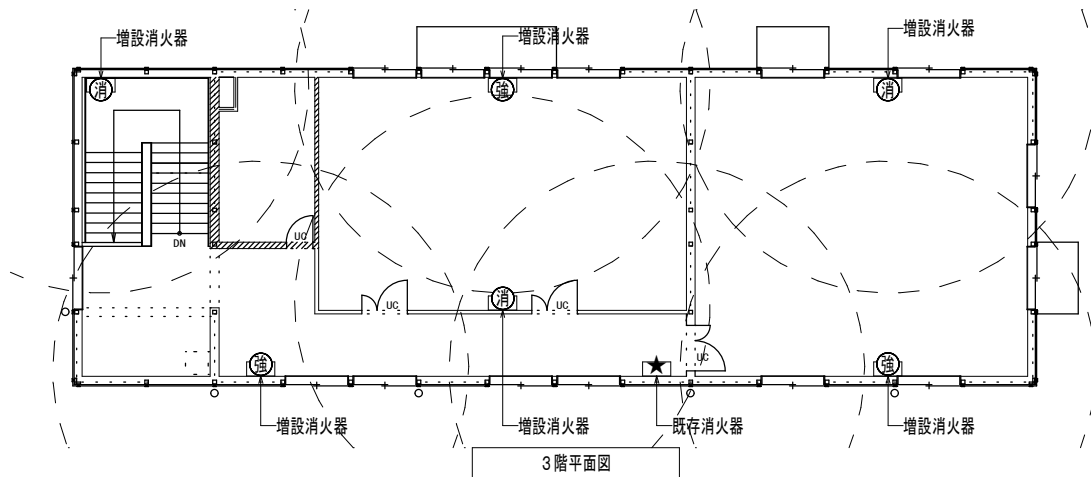
仕 様（同等品以上）

不燃積層石こうボード(GB-NC) 厚み9.5mm 455×910mm

JIS規格 GB-NC / 国土交通大臣認定不燃材-NM1864

凡例

	天井：不燃積層石こうボード【不燃材料】に張替え
	階段室：不燃積層石こうボード【不燃材料】に張替え
	天井：張替え不要（既設不燃積層石こうボードt=9.5【不燃材料】）

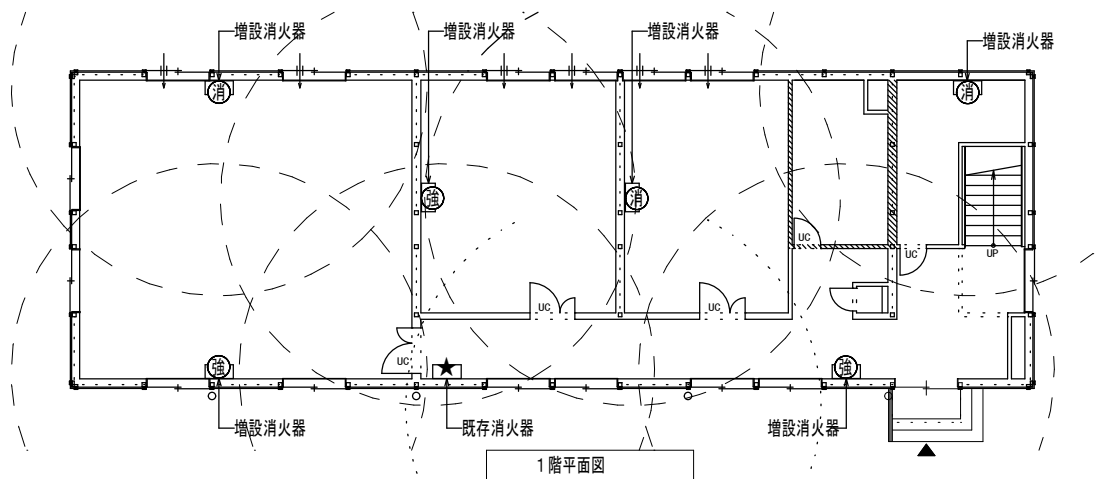
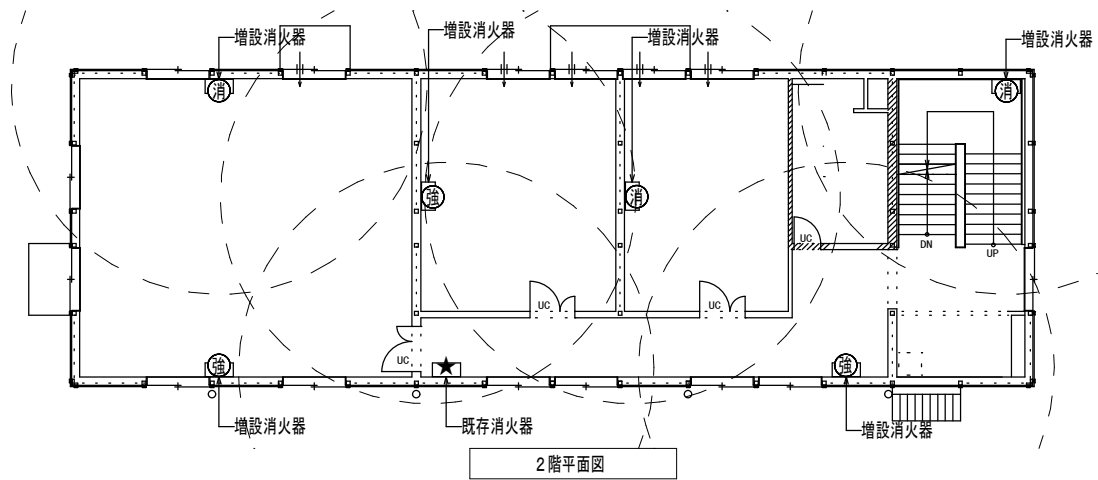
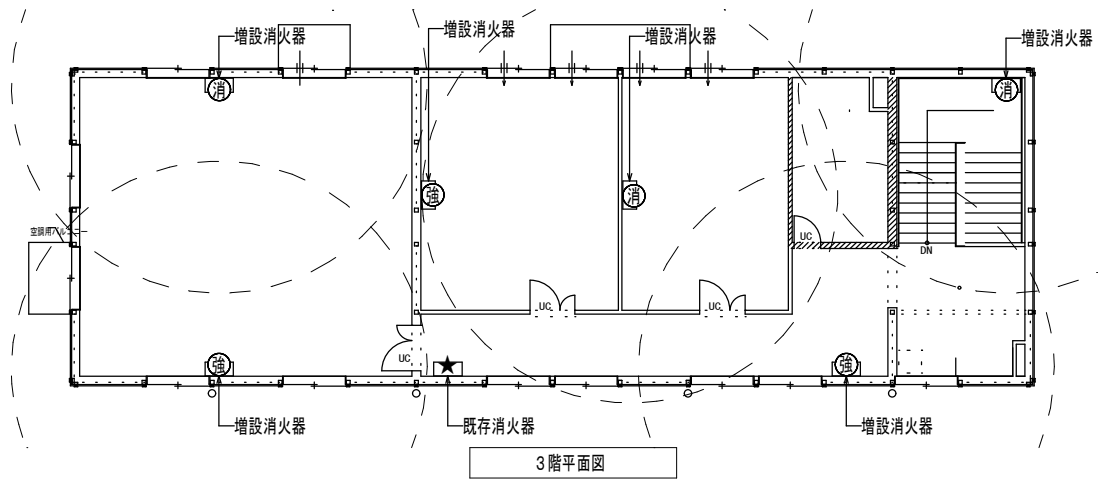


配置上の注意
消火器の設置 放射距離5.5m以内になるように配置すること。

凡例

消	増設 粉末 (ABC) 消火器10型※
強	増設 強化液 (中性) 消火器3型※
□	取扱説明標示板付き消火器設置台
○	放射距離≒5.5m
★	既存 消火器

※増設分は消防設備法定点検自主設置扱い。



配置上の注意
消火器の設置 放射距離5.5m以内になるように配置すること。

凡例

消	増設 粉末 (ABC) 消火器10型※
強	増設 強化液 (中性) 消火器3型※
□	取扱説明標示板付き消火器設置台
○	放射距離≒5.5m
★	既存 消火器

※増設分は消防設備法定点検自主設置扱い。